

第 2 2 期 第 3 4 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年5月27日（月）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二 本 柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	欠席委員	松 下 誠 四 郎
〃	堤 静 子	
県 側	水産振興課 副参事	野 月 浩
	総括主幹	長 根 幸 人
	技 師	澤 田 篤
	三八地方水産事務所 所長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 副所長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤 一 郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技 師	傳 法 利 行

会 長

それでは、予定されている委員の皆さんがお揃いでありますので、ただ今から、第22期第34回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第34回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案5件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、坂岡委員と荒谷委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3

項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、補足説明させていただきます。

資料の方は、1ページおめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

いつものように、左から漁業種類、それから漁業を営む者の資格、それから許可又は起業の認可をすべき漁業者の数を中心に説明させていただきます。

まず最初に2ページ目なんですけども、小型定置漁業でございます。

3段に分かれておりまして、上段は東共第6号ということで、八戸鮫浦漁協の組合員行使権者が1名ということになっております。

中段、2段目でございますけども、2段目と3段目でございますけども、こちらは、東共第12号ということで、百石町漁協の組合員ということで、それぞれ1名ということになってございます。

続きまして、3ページ目を御覧いただきたいと思えます。

こちらは、ほや・うに潜水器漁業でございます。

2段に分かれておりまして、上段は東共第5号ということで、八戸鮫浦漁協で、許可すべき者は1名となっております。

それから、2段目ということですけども、こちらは、東共第7号の組合員行使権者ということで、八戸みなと漁協の組合員、1人ということになってございます。

そうしましたら4ページ、3ページ目の裏側でございますけども、4ページ目を御覧いただきたいと思えます。

こちらも2段に分かれていますけども、上段が、あわび潜水器漁業でございます。

東共第35号ということで、大畑町漁協の1名ということになってございます。

それから、下段の2段目ですけども、こちらは、ほや潜水器漁業ということで、同じく大畑町漁協の1名ということになってございます。

県からの補足説明は以上でございます。
御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願ひします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしという声がありますので、それでは議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について(諮問)」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願ひします。

次に議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋)に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願ひします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第2号につきまして、御説明いたします。

議案第2号資料1を御覧ください。

県知事からの諮問文でございます。

主要部分のみ読み上げます。

特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和6年5月13日付け6水管第524号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯については、この諮問文にあるとおりで、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

会 長

澤田技師

水産振興課 澤田技師

それでは、議案第2号「まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、本州日本海北部系群、北海道太平洋に関する令和6管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について」補足説明いたします。

議案第2号の資料2を御覧ください。

令和6年5月13日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

資料1の裏面を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

まさば及びごまさば太平洋系群についての当初配分については、現行水準となっております。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、県の資源管理方針である青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

資料2にある国からの通知では、目安数量も示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、県から助言指導等を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

まだら本州太平洋北部系群、本州日本海北部系群、北海道太平洋については、令和6管理年度から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとされましたが、その当初配分については、漁獲可能量の総量の内数となっております。

これは、TAC管理のステップ1の段階においては、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、当該資源における漁獲可能量の総量の中で管理するものになります。

TAC管理のステップアップの考え方については、資料3を御覧ください。

TAC管理のステップ1においては、TAC報告の義務化、TAC報告状況の確認、情報収集体制の確立、魚種ごとの課題に対する取組の実施が目的とされていますので、ステップ1においても採捕停止命令等がかかるものではありませんので、その点も御理解ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見、ありませんですか。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分について（諮問）」は諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第3号について御説明いたします。

議案第3号資料1を御覧ください。

県知事からの諮問文でございます。

主要部分のみ読み上げます。

漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯については、この諮問文にあるとおりで、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

会 長

澤田技師

水産振興課 澤田技師

それでは、議案第3号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針」以下、県方針と呼ばせていただきます。この県方針の変更について、補足説明いたします。

資料2の新旧対照表及び資料3の県方針の変更案を併せて御覧ください。

まず、資料3の3ページ下部から4ページにかけての第8の記載の変更について御説明いたします。

漁業法が改正されたことにより、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針、以降、基本方針と呼びます。県方針に定めることとなり、自主的な取組を定めていた資源管理計画は、資源管理協定に移行しました。

また、県方針における別紙については、特定水産資源については別紙1に、特定水産資源以外の水産資源については別紙2に、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、漁業法第11条第2項第2号の資源管理目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源は、別紙3に資源管理の方向性を定めることとなっています。

今般、青森県において漁獲されるまだら3資源について、令和6年7月より特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとなったため、別紙1-8まだら本州太平洋北部系群から、別紙1-10まだら北海道太平洋を追加するものです。

また、国の基本方針の別紙3に定められたもののうち、資源管理協定において対象資源に設定されている資源については、県方針の別紙2に定めることとなっています。

令和6年3月6日付け官報において、別紙3への資源の追加に伴う基本方針の変更について告示され、県方針及び資源管理協定に係る資源も追加となったため、別紙2-1はたはた日本海北部系群及び別紙2-2まがれい日本海系群を新たに追加するものです。

別紙3については、追加はありませんが、これまで別紙3に定めていた、まだら3資源を別紙1に移行したことに伴い、別紙3-1から3-3を削除しています。

続いて、資料3の12ページから14ページを御覧ください。

先ほど御説明したとおり、別紙1-8として、まだら本州太平洋北部系群、別紙1-9として、まだら本州日本海北部系群、別紙1-10として、まだら北海道太平洋を追加しています。

記載の内容については、水産庁長官通知である知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取り扱い、以降、事務取扱とさせていただきます。

その事務取扱におけるステップアップ管理対象資源の記載例に合わせて作成しております。

続いて、15ページ、16ページを御覧ください。

こちらは、別紙２ - １として、はたはた日本海北部系群、別紙２ - ２として、まがれい日本海系群を追加しております。こちらの記載内容に関しても、事務取扱の記載例に合わせて作成しております。

１７ページから１９ページを御覧ください。

別紙１にまだら３資源を移行させたため、別紙３ - １まだら本州日本海北部系群、別紙３ - ２まだら本州太平洋北部系群、別紙３ - ３まだら北海道太平洋系群となっていたんですが、それを削除し、欠番としております。

２３ページを御覧ください。

別紙３ - ７について、別紙２ - ２で、まがれい日本海系群を記載したことに伴い、かかれい類としている中から、まがれい日本海系群を除く記載としております。

最後に２４ページについて。

別紙２ - １、はたはた日本海北部系群を移行したことから、別紙３ - ８を削除し、欠番としております。

以上が県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにしたいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第３号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について」諮問は諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

ここで本職から皆様にお諮りします。

議案第４号及び議案第５号につきましては、関連がありますので、一括で審議した

いと考えますが、いかがでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会長

それでは、議案第4号「青森県海区漁業調整委員会規程の一部改正について」及び議案第5号「青森県海区漁業矯正委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正について」を一括で議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、御説明いたします。

議案第4号資料2をまず御覧ください。

新旧対照表となっております。

今回、海区漁業調整委員会規程につきましては、2つの改正を行うものです。

1つ目ですが、第16条に定める事務局職員の職名の追加でございます。

田中主幹専門員の配置に伴いまして、主幹専門員の職名を追加するものとなっております。

2つ目は、第18条に定めます、事務局長の専決事項のうち、個人情報保護に関する事務について、法律改正がございまして、事務の根拠が県の条例から個人情報の保護に関する法律に移行したことを受け、法令名及び条項を改正するものでございます。

なお、事務の内容の変更はありません。

この改正内容を公示案としてまとめたものが、資料1となっております。

次に議案第5号の方を説明いたします。

これも同じく資料2の新旧対照表を御覧ください。

先ほど、議案第4号の方で御説明したとおり、個人情報保護に関する事務の根拠が県条例から法律に移行したことを受けまして、本規程についても法令名等を改正するものでございます。

同様にこの改正内容を公示案としてまとめものが、資料1となっております。

なお、先週、5月24日に行われました西部海区漁業調整委員会にも本議案を諮っ

ておりまして、承認の決議を得ております。

今回、皆様にお諮りして御承認をいただきましたら、県報公示する予定となっております。

また、県報登載にあたり、内容に変更を与えない字句の修正等につきましては、事務局一任としていただくようお願い申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

ありません？

野月副参事

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

県の方からの補足説明はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第4号「青森県海区漁業調整委員会規程の一部改正について」及び議案第5号「青森県海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正について」を承認することに決定いたします。

それでは、以上、これもちまして議事を全て終了し、第22期第34回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

ここで県側に意見、質問等があればお願いします。
ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

ないようですので、県の皆様方には、御多忙にもかかわらず、会議への御出席、ご助言等、誠に御苦勞様でした。深くお礼申し上げます。

引き続き、情報交換を行います。

地先の漁業調整問題や資源管理など、今後、委員会で議論していかなければならないことがあればお願いします。

終了 午後2時00分